

第二十一回国会 衆議院 財務金融委員会 議 録 第 三 号

令和二年二月十四日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 田中 良生君

理事 あかま二郎君

理事 うへの賢一郎君

理事 藤丸 敏君

理事 古本伸一郎君

理事 穴見 陽一君

理事 石崎 徹君

今枝宗一郎君

勝保 孝明君

小泉 龍司君

國場幸之助君

田野瀬太道君

辻 清人君

中曾根康隆君

本田 太郎君

宮澤 博行君

山田 賢司君

和田 義明君

岸本 周平君

階 猛君

日吉 雄太君

石井 啓一君

串田 誠一君

井林 辰憲君

津島 淳君

末松 義規君

伊佐 進一君

井上 貴博君

泉田 裕彦君

大岡 敏孝君

門山 宏哲君

高村 正大君

鈴木 隼人君

武井 俊輔君

出畑 実君

古川 禎久君

牧島かれん君

宗清 皇一君

山田 美樹君

海江田万里君

櫻井 周君

野田 佳彦君

森田 俊和君

清水 忠史君

青山 雅幸君

国土交通大臣政務官

環境大臣政務官

政府参考人
(内閣官房内閣審議官)

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人
(内閣府地方創生推進事務局審議官)

政府参考人
(内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(消防庁国民保護・防災部長)

政府参考人
(出入国在留管理庁出入国管理部長)

政府参考人
(財務省大臣官房公文書監理官)

政府参考人
(財務省主計局次長)

政府参考人
(財務省主税局長)

政府参考人
(国税庁次長)

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

門 博文君

八木 哲也君

安居 徹君

林 幸宏君

村手 聡君

辻 庄市君

長谷川秀司君

稲岡 伸哉君

吉田 博史君

小宮大一郎君

石岡 邦章君

上羅 豪君

宇波 弘貴君

矢野 康治君

田島 淳志君

蝦名 喜之君

森 晃憲君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

奈尾 基弘君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

第三号
財政及び金融に関する件

○田中委員長 これより会議を開きます。

財政及び金融に関する件について調査を進めま

す。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として日本銀行

理事前田栄治君の出席を求め、意見を聴取するこ

ととし、また、政府参考人として内閣官房内閣審

議官安居徹君、内閣府大臣官房審議官林幸宏君、

大臣官房審議官村手聡君、地方創生推進事務局審

議官辻庄市君、経済社会総合研究所総括政策研究

官長谷川秀司君、総務省大臣官房審議官稲岡伸哉

君、大臣官房審議官吉田博史君、消防庁国民保

護・防災部長小宮大一郎君、出入国在留管理庁出

入国管理部長石岡邦章君、財務省大臣官房公文書

監理官上羅豪君、主計局次長宇波弘貴君、主税局

長矢野康治君、国税庁次長田島淳志君、文部科学

省大臣官房審議官蝦名喜之君、大臣官房審議官森

晃憲君、厚生労働省大臣官房審議官奈尾基弘君、

大臣官房審議官辺見聡君、国土交通省大臣官房審

議官淡野博久君、大臣官房技術審議官徳永幸久

君、水管理・国土保全局長塩見英之君、環境省

大臣官房審議官上田康治君の出席を求め、説明を

聴取したいと存じますが、御異議ありません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○田中委員長 質疑の申出がありますので、順次

これを許します。本田太郎君。

○本田委員 おはようございます。自由民主党の

第一類第五号 財務金融委員会議録第三号 令和二年二月十四日

第一類第五号

財務金融委員会議録第三号

令和二年二月十四日

第一類第五号

財務金融委員会議録第三号

令和二年二月十四日

第一類第五号

もう時間が無いので、もう一つ、財務大臣としてのお立場でのお答えをいただきたいんです。

というの、東日本大震災の復興財源にこの株価値売却益というのが、政府の持っている株を売ればそれが財源になるということになっていました。二〇二〇年度までに四兆円を確保するということだったんです。二回既に売却をして、二兆八千億ぐらいは財源をつくったと思います。残り一・二兆残っているんですよ。残っている。だけれども、この株価低迷だし、まだ今、行政処分をやっているあれだし、当然、今年度内に売るといふことはできないと思います。となると、どうなるのか。

私は復興財源に悪影響が出ることを心配しているんですけども、でも、復興特会を延ばすことになった、復興庁も延ばすことになったから、これは復興財源としても、まだこの売却というのは期間を延ばしていくんだということでもよろしいんじゃないか。そこを、ちょっと、整合的な御説明をいただければ助かります。

○麻生国務大臣 これは、今言われましたように、このかんぽの話というのは、甚だ、利用者にとりましてはまことに迷惑な話のきわみなので、こういうものをきちんとやらなにかぬということですが、その上で、それは株価にも影響しておりますから、そういった意味では、きちんとした対応をせないかぬということだと思っております。

いずれにしても、今言われましたように、昨年の十二月に閣議決定した復興・創生期間後の基本方針というのがありますので、これに基づきまして、この一部改正をやらせていただいて通常国会に提出を図っていきたく思っているんですが、この法案で三月上旬の閣議決定を目指して目下調整中でありまして、ちょっとその内容についてはお答えを差し控えていただきます。

いずれにしても、日本郵政株式会社の実際の売却時期等々につきましては、これはちょっと株式市場とかをよく見た上で、なるべく高く売らぬ

と復興財源に充てられることになりませんので、郵政の経営の状況等々について注視しつつ検討させていただきます。時間になりました。

○野田(佳)委員 時間になりました。ありがとうございます。

○田中委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。麻生太郎財務兼金融担当大臣の所信に対する質疑をさせていただきます。

初めに、法人税収入の空洞化について伺います。早速ですが、配付資料の一枚目をごらんください。二〇二〇年度予算案では、消費税収入が二十一・七兆円であるのに対して、法人税収入は十二・一兆円にとどまっております。第二次安倍政権が本格的に始まりました二〇一三年度は、消費税と法人税はお互い約十兆円余りと、ほぼ同額だったわけですね。法人税は十・五兆円、そして消費税は十・八兆円。グラフを見ていただければわかると思います。

私は、先日の代表質問で、安倍総理大臣に対し、果たしてこれがまともな税収構造と言えますか。とたまたまのようですが、課税ベースの拡大により財源をしっかりと確保してきていますと答えたばかりで、正面からの回答がございませんでした。実は、先月の当委員会でも麻生大臣に対して私が質問をしたのは、基幹税である法人税収入がやはり少なくありませんかと伺ったんですが、結局、はぐらかされて、正面からお答えいただけなかったわけですね。

資料のとおり、法人税収入は、この四年間、ほぼ横ばいなんです。十二兆、十二・三兆、十一・七兆、十二・一兆と。今や消費税の半分ですが、それでも法人税はしっかりと確保してきているという認識でしょうか。ここは明確にお答えいただけますでしょうか。

○麻生国務大臣 先日の二月六日の衆議院本会議において、これは総理の御答弁の話をしておられ

るんだと思えますけれども、いわゆる成長志向の法人税改革について、その考え方を述べられたものと承知をいたしております。

この法人税改革というものは、当時、諸外国において、課税ベースというものを拡大しつつ税率は引き下げるといふ法人税改革が行われていた中、日本におきまして、いわゆる産業の新陳代謝というものを促しつつ、企業の競争力を強化する必要があるので、そういった指摘がされる中でこれがなされたんだと記憶をします。

厳しい経済情勢の中で、企業部門の内部留保というものが増加する、消費税率の引上げといった諸情勢も踏まえまして、租税特別措置を縮減するとか廃止するとかいうことによる課税ベースの拡大等々によつて財源をしっかりと確保して、ネットド減税ということではなく、法人税の実効税率を二〇％台まで引き下げさせていたのだと思っております。

いずれにいたしましても、この法人税改革は、法人課税をより広く負担を分かち合った構造へと改革、企業の収益力拡大に向けた前向きな投資等を促したものでありまして、経済の好循環に寄与しているという考え方に基づいたものだと思っております。

○清水委員 私の質問は、法人税収入が少なくないか、四年間ふえていませんよね、しっかりと確保してきていると言いますが、そういう認識ですかということを確認したわけですね。ここはやはり認識をしっかりと正していただかないと、なかなか次の議論に進まないんです。

それで、遠山副大臣、お隣で今、麻生大臣の答弁を聞いていただいております。結局、法人税収入が少なくないか、これで本当にしっかりと確保できているかというところはしっかりと答弁していただきたいんですが、遠山副大臣の所見をお聞かせください。

するとそれはおかしいと思えますが、先ほど大臣の御答弁は、これは一言で言えばしっかりと確保されていることだろうと思っております。

それで、私から一言申し上げれば、この法人税については、成長志向の法人税改革に政府として取り組んできた結果でございます。法人税率をこれまで安倍政権で引き上げてきたわけでありまして、その際には、租税特別措置の縮減を行つて、課税ベースの拡大をしっかりと行っている。また、財源をしっかりと確保しておりますけれども、ネットド減税は行っていないということでございます。

また、こういう法人税改革をしている理由としては、やはり日本の景気を支える企業の収益性の確保が大事であります。また、グローバル社会の中で、企業間の競争が国境を越えて激しくなっておりますから、法人税改革をすることで日本の企業の国際競争力を確保していくという面もあることをぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

○清水委員 ありがとうございます。

今、遠山副大臣からは法人税についてはしっかりと確保できているという御答弁がありました。また、消費税と所得税と法人税の組合せが大事だということもお話もあつたんですが、その組合せが果たしてこれでいいのかという議論なんです。

成長志向の法人税改革を進めてきた結果、企業の業績にどのように反映されたのかという実態を検証してみたいと思っております。

配付資料の二枚目をごらんください。これは、資本金十億円以上の企業における法人企業統計調査であります。これによりまして、二〇〇九年度の売上高は五百七十七兆円、緑色の折れ線グラフで

すね。二〇〇九年度の売上高は約五百七十七兆円であるのに対し、二〇一八年度は約五百九十兆円と、一三%の伸び率であります。

一方で、税引き前当期純利益を見てみますと、これは棒グラフの青の部分です。二〇〇九年度十二・六兆円、それが二〇一八年度は何と四十七・九兆円。三・八倍伸びております。その伸び率は、先ほど申し上げました緑の折れ線グラフの売上げと比べると、非常にこれは歴然としておりまして、ごらんいただいておりますように、税引き前当期純利益は順調にふえているわけです。これは、成長志向の法人税改革をやってきたわけですよ。

ところが、法人三税を見てください。二〇〇九年度五・六兆円だったものが、二〇一八年度は八・八兆円。企業収益がどんどんふえているにもかかわらず、法人税はふえていないんですよ。二〇〇九年度といえはリーマン・ショックのあった年でありまして、一番底の落ち込みの時期でありました。これから何がわかるかといいますが、大企業の利益は大幅にふえても法人税収入が停滞しているということ。これは一目瞭然然と思ふんです。

第二次安倍内閣が始まった二〇一三年度に、法人税、住民税、事業税合わせて八兆七千億円です。ずっとそれから、八・五兆、八・五兆、七・九兆、八・八兆、八・八兆と、横ばいなんです。先ほどから麻生大臣、遠山副大臣は、課税ベースを広げているとか、租税特別措置の縮減、廃止をやってきたとか、ネット減税をやっているとかいろいろおっしゃられました。それだけやって、なぜ法人税収入は伸びないんですか。教えていただけませんか。

○麻生国務大臣 先ほど申し上げましたのですが、平成二十七年、二十八年度税制改正は、ここが一番肝心なところですね。成長志向の法人税改革というのをやらせていただいたというのが一番の背景だと思います。今、国際競争をしておりますので、我々としては、このデフレの中に

あつて、我々はこれから脱却をして、かつ成長志向というので、デフレ不況からの脱却というのを掲げております。

そういう中であつて、厳しい財政事情とかいろいろありましたけれども、我々としては、少なくとも、消費税の引上げといった諸情勢等を考えた場合に、租税特別措置等々を、先ほど遠山副大臣が申しましたように、縮減するとか廃止するとかいう、課税ベースを拡大しているということ、ネットで増税も減税も全く行っていないということなんだからと思っております。

今出されたものは、十兆円以上の企業の話ですよ、これは主に。だから、その他の多くの企業のところだと思ふべきで、少なくとも、高水準の企業収益ということを得て、間違いなく今景気はよくなつてきましたし、少なくとも八年前は求職難です。今は求人難ですからね。それは全く、歴然と違つているんじゃないですかね。状況としては、求人難と求職難じゃ、全く置かれてる社会情勢が違つて思つてますよ。

そういう意味で、我々としては明らかに、七年前において法人税収というのを見れば、平成二十四年度がたしか九・八兆円だったと理解をしておりますけれども、それが今十二兆三千億ぐらいになつていますから、二兆六千億ぐらい増加しているというように理解をしておりますので、今のよう御指摘は少し違うのではないかと思つております。

○清水委員 いろいろ言われたんですけども、やはりグラフを見れば歴然としていて、成長戦略とか成長志向の法人税改革をやつてきたからこそですね、ずっと企業の業績は上がつていくわけですが、だつたら、本来は、その利益に応じて法人税がふえないとおかしいじゃないですか。いや、まだ聞いていないんですけれども、いや、まだ質問していません。

納税制度を活用しやすいように制度を見直す。それから、5G減税やオープンイノベーション減税などを盛り込んでおります。結局、成長志向の法人税改革だけでは、これまでがそうであつたよ

うに、大企業の利益は更にふえるが法人税収入はふえない。これは、これからはずっと続いていくんじゃないですか。お答えください。

○麻生国務大臣 まず最初の質問のところで、企業の利益というのを、いろいろ御存じなんだと思ふますけれども、法人企業の統計というものの利益というのを見ると、これは、大きな会社ほど、国内プラス国外からの受取配当金も含まれてい

ますから。受取配当金というのは、海外にありま

す子会社から配当する配当金等々。また、受取配当金の増加というのは、これは経常利益を押し上げるという要因になっております。これはもう御存じのとおりなので。

てきたものでございます。これは資本金階級別に法人税の負担割合の実態を示したものであります。資本金百億円を超える単体法人及び連結法人の法人税負担割合は、たつたの一三%しかありません。一番下の横棒グラフです。一三・四%の法人税率に対して余りに低い実態が、この財務省さん自身がつくつていただいた資料から明らかになつたわけでありまして。

それで、資本金階級別に見ると、例えば、一千万円以下とか、一千万円を超えて一億円以下とかいろいろつくつていただいているんですが、実はこれは、資本金百億円を超える大企業が最も法人税の負担割合が安くなつてい

るんです。資本金一千万円以下の単体法人よりも低くなつてい

ます。財務省さん、このグラフをつくつておられまして、百億円を超える大企業の負担割合が一番低くなつてい

るというのを発見されて、これはやはり問題じゃないかなというふう

るといふこと自体は、的確性を欠くものでござい
ます。その点だけ御注意をいただきたいと思いま
す。

○清水委員 いや、的確に比較することは困難と
いうふうにおっしゃいましたけれども、これは、
でも、財務省さんがつくった資料じゃありません
か。簡易推計にして、傾向はこのとおりになっ
ているということですから、どう見ても資本金百億
円を超える大企業の法人税負担割合が一番低いと
いうのは明らかじゃないですか。

本当にもしこれが確に比較できないというん
だつたら、的確に比較できるものをつくって持っ
てきてください。

次に質問をしますけれども、配付資料で明らか
なように、大企業の法人税負担割合が低いのは、
やはり、租税特別措置、受取配当等益金不算入、
外国子会社配当等益金不算入の軽減規模が大き
過ぎるからだと思うんです。

これは色つきのグラフで見るとわかると思
うんですけれども、一番下の横棒ですね、百億円を
超える大企業。租税特別措置、これは肌色とい
うんでしょか。それから受取配当等の益金不算
入、緑ですね。その横、クリーム色で外国子会社
配当等の益金不算入。この割合が一番高いわけな
いんです。わかりやすく言えば、軽減規模が大き
いということだと思うんです。

やはり、それぞれのこうした優遇税制が、資本
金が多ければ多いほど活用しやすい。大企業の法
人税負担は、もうかつてもふえない構造になっ
ている。これの原因が、こうした優遇税制の仕組み
にあるんじゃないですか。これは、でも、矢野さ
ん、そのとおりじゃないですか、事実として。

○矢野政府参考人 お答えを申し上げます。
資本金別のところで横申を通して単純に比較で
きないというふうに申し上げましたけれども、そ
の前提をちょっと度外視してごらんいただきます
と、確かに、御指摘のように、黄緑同士で比較し
ますと、大企業であるほど黄緑の部分が大きい
といったことになっているのは事実でございます。

しかしながら、税制当局として申し上げます
と、先ほど大臣からちらつと御答弁されました
けれども、受取配当の益金不算入というのは、二
重課税を避けるためということで、先進各国とも
やっているものではないかと、あるいは、グ
ループ内の企業の赤黒の損益通算ということも
税制が企業の組織形態に影響を与えないようにす
るということで、これも先進各国がやっておるこ
とでございます。

それから、欠損金の繰越控除というのは、デ
スカウントというふうに見えるかもしれないん
けれども、これも、企業活動が単年度ではなくて、
中期、長期でやっている営業活動、事業活動とい
うことによる収益を期間で区切るということに伴
う損得の弊害を除去するためにやっている。これ
も先進各国はみんなやっていますので、この
減少といいますが、そこをふん縛るということ
はあり得ないことだと思っております。

○清水委員 先進国はいずれもこうした優遇措置
があるということでありまして。先ほど麻生大臣か
ら、国際競争をやっているというお話もござい
ました。

そこで、資料の四枚目をごらんください。これ
は財務省のホームページより取り出したもので
ございます。法人実効税率の国際比較なんです
ね。これを見ていただきますと、確かに、日本は二
九・七四％ということで、先進諸外国に対して非
常に高いように見えるのは見えます。しかし、先
ほど財務省作成の資料から確認できますように、
実際の資本金百億円を超える単体法人の法人税負
担割合は一三％なわけですよ。

そして、先ほどは諸外国もそれぞれそうした制
度を活用しているというふうに言われてきたわけ
ですけれども、そうしたらお伺いしますけれど
も、主税局にお伺いするんですが、日本の大企
業、百億円を超える大企業の一三％の法人税負担
割合というのは、アメリカ、ドイツ、フランス、イ
ギリスの実際に負担している法人税率と比較する
と高いのか低いのか、教えてください。

○矢野政府参考人 あらかじめ御下問をいただ
いおつたのでありますけれども、企業を資本金の
規模別に分けて負担率を出すということ自体、先
進他国でやっておらないということもございま
す。更には、縦横になりまして、個別
の特別な措置についての負担軽減度合いというの
も、はじき出しておられない国もありますので、比
較するデータがございません。

○清水委員 比較するデータがないというん
だつたら、何をもちて日本の大企業の法人税率は国際
的に高いというふうには判断するんですか。

結局、私が言いたいのは、本当に各国そうした
租税措置をとっているというんだったら、そうい
うものも含めて、日本の大企業の負担割合とい
うものがどういふものなのかという資料をやはり作
成するべきだといふふうに思います。そうしない
と、やはり国民的に理解を深めるといふのは難
しいのではないかと、思ふわけでありま
す。

財務省の資料で明らかになりましたけれども、
やはりこの一三％という負担割合、麻生大臣、こ
れはまだ高いという認識ですか。さらにこれは、
成長志向の法人税改革でこの割合を維持する、
キーブする、あるいはもつと引き下げていく、こ
の大企業優遇の税制を温存する、こういうふう
にお考えですか。お答えください。

○麻生国務大臣 これは先ほど話が出ていま
したけれども、主税局長の方からお答えをしたと
りなんですけれども、大企業とか連結法人のい
ゆる法人税の負担割合が比較的小さく示されてお
りますけれども、先ほど主税局長から申し上げま
したように、これは世界的に一般的な制度です
から、ほかの国もそうなっておりますし、受取配
当金不算入の制度とか、それからグループ企業間の
益金の通算のルールというのは、世界的なルール
によつて、それによつて与えられる影響は物す
ご大きいというの、これは経営していたら誰で
もわかることだと思ふべきです。

適用状況とか効果等々を見るために、前提を置
いてつくってありますので、これは利益計上法人に
限つてその法人税の状況を資本金の階級別に示
したものですから、赤字法人の割合が大きくなる、
大法人とそれから中小法人とで、この資料のみで
その多寡を論じるといふことはできないんじや
ないですか。

また、同じ資本金の階級であっても、個別企業
の状況というのは、これはもう業種別によつても
さまざまですから、これを鑑みてみれば、その推
計結果の、ある程度幅を持って見ることが
この種の統計を見る場合には必要なんだと思つ
ております。

○清水委員 私は財務省さんにつくつていただ
いた資料で議論していただきましたので、何もおかしな話
ではありませんし、そもそも、最初、消費税と
法人税の差が二倍ぐらいになっているとか、企業
の利益がふえても法人税は横ばいだとか、そうい
う議論の前提があつて、こうした大企業優遇税制
を温存したまま果たして法人税収がふえるん
ですかというのを議論しているわけですね。

結局、社会保障財源といつて昨年十月に消費税
を引き上げて、国民生活や中小企業の営業を苦し
めているわけなんです。大企業には課税ベースを拡大
しているといながら、利益はほとんどふえてい
るのに法人税はふえないといふことは、きよ
質疑で明らかになったといふふうに思います。こ
れでは財政再建なんてできませんし、税収不足を
さらなる消費税増税であがなうといふような悪魔
の道に進まざるを得ないじゃありませんか。
日本共産党としては、この不公平税制をしつ
かりと正して、取れるところからちゃんと取るとい
うことを強く求め、今後もこの法人税の空洞化の
問題については議論していきたいと思ふます。
次のテーマです。

法人税の空洞化が地方税にまで及んでおり
まして、そのきわみが企業版ふるさと納税なん
です。先ほどふるさと納税のお話をされましたけ
ども、企業版ふるさと納税。

来年度税制改正大綱にも盛り込まれており、地方創生のさらなる充実とかあるいは強化とかと称して、適用期限を五年間も延長する、それとともに、税額控除の割合を二倍に引き上げ、税の軽減効果を、これまで六割だったものを最大九割にまで引き上げるといふものです。例えば、ある企業がある自治体に寄附をする、一千万寄附をする。そうすると、これまでは最大六割が控除されて六百万返ってきたわけですが、それを九割戻るようにする、九百万返ってくるという制度にするということですね。

何でこんなことをするのかということもあるんですが、きょうは内閣府の大塚拓副大臣に来ていただいております。

質問なんですけれども、内閣府令において、法人に対して、寄附を行うことへの代償として、寄附を受けた側の自治体が利益を供与するということを禁じているはずなんです。自治体が企業からお金をもらいますよね、その企業に対して何かお礼をする、経済的な利益を供与する、これはだめだということになっていくんですが、その趣旨、目的について教えてください。

○辻政府参考人 お答え申し上げます。

経済的利益の供与の禁止についてでございますけれども、寄附を受ける地方公共団体と寄附を行う企業の癒着につながるよう、内閣府令において規定しているものでございます。

この規定でございますが、この制度の創設時に、地方六団体からモラルハザードを招かないようにすべきといった御意見をいただいたことや、参議院特別委員会での関連法案議決時に附帯決議が付されたことを踏まえて設けられているものでございます。

今回の制度改正におきましても、企業から地方公共団体へ健全な寄附が行われることを担保するため、この規定を維持することとしているところでございます。

○清水委員 今、明確に答弁いただきました。企業と自治体の側が癒着が起らないように、ある

いはこの制度を利用してモラルハザードが起らないために、自治体から企業に対して経済的な利益供与をするのはだめだということだと思えます。

資料の五枚目をごらんください。これは、今度改正されようとしている企業版ふるさと納税で企業の負担割合がどうなるのかということ、この間、青森県の東通村に実際に寄附をしたと報じられている東京電力と東北電力のケース、二〇一八年度と二〇一九年度の二カ年で想定しているポンチ絵をつくりました。

東京電力、東北電力がそれぞれ四億円ずつ、企業版ふるさと納税ということで、東通村の地域再生計画に対してふるさと納税をしました。現在のふるさと納税の税額控除や損金算入できる割合は最大六割ですから、八億円に対しての六割ですの、四億八千万円控除される、損金算入されるということですね。これが、今度改正されますと、何と九割ですから、八億円のうち七億二千万円戻り、税額控除、損金算入されるということになるわけですね。

それで、なぜ東京電力や東北電力がこの青森県の東通村に寄附しているのかということなんですが、実は、東通村には、原発事故を受けまして、三・一一の事故を受けまして停止している東北電力の原発、それから、建設段階でとまっている、着工がとまっている東京電力の原発があります。この村への寄附が、引き続き原発への協力をお願いしたい、そういう意味を持っているというふうにはこれは外形的に見ることができるといふのでいいでしょうか。

これは、大塚副大臣、どうですか、この図を見ていただいで。できたら副大臣に答えていただいたらいんだが、政府参考人でも。

○辻政府参考人 お答え申し上げます。

今御紹介いただいた件でございますけれども、御指摘の件につきましては、平成三十年に地域再生計画の認定を受けました青森県東通村の三事業に対して、東北電力が平成三十年、令和

元年度に合わせて約四億円の寄附の意向を明らかにしたことに加え、東京電力ホールディングスが平成三十年に約二億円の寄附を申し出、更に令和元年度にも寄附を検討していると報道されたものであるというふうに承知してございます。

そもそも、企業版ふるさと納税につきましては、各地方公共団体が地方版総合戦略に位置づけ、地方創生を推進するために行う事業を対象とするものでございます。今回の寄附につきましては、東通村が地域再生計画の認定を受けて行う地方創生の取組への寄附としてでございますれば、企業版ふるさと納税の対象となるというものでございます。

○清水委員 昨年七月に、東通村の村長は河北新報のインタビューでこのように言っているんです。東北電力が二〇二一年度以降の再稼働を目指していることに対して、停止期間が十年を超える、事業者と立地地域の信頼が崩壊しかねない、村民の心が原子力から離れることに強い危機感を持っている、福島第一原発事故以降、税金にも影響が出ている、こういうふうにご答えているわけなんです。

また、東京電力の東通原発一号機の着工を中止したことを受けまして、固定資産税の収入が見込めなくなると、東電に支援を要請していた、こういう記事も報じられているわけなんです。

結局、今回の寄附というのは、東京電力や東北電力が、原発立地自治体の協力をつなぎとめるため、村の要請に応えたものではないかということ、この村長自身のインタビューからも明らかになるわけなんです。

先ほど政府参考人の方は、なぜ利益供与がだめなのかということについて、企業と自治体の癒着がだめだ、モラルハザードを起してはならない、こういうふうにおっしゃったわけですが、これは大塚副大臣に答えていただきたんですけど、今、今回の内閣府の規則、取決めから照らし合わせると、今回、東北電力と東京電力が八億寄附をする、そして六割返ってくる、今後もしこの制度が

続くということであれば九割返る。しかも、東通村からは、原発支援や地元からの協力を受けることができる。これはやはり内閣府令で定めた利益の供与ということに当たるといふふうに思いませんか。

○大塚副大臣 村長のインタビューをどう解釈するかという清水委員の御見解はお伺いしたわけであり、まずけれども、外形的に見ますと、地域再生計画の認定を受けた事業、これは東通村で、移住・定住に選ばれる東通村づくりプロジェクト、東通村最高級生産物三本の矢を中心とした農水産物ブランドプロジェクト、東通村教育環境デザイン推進プロジェクトというものが認定をされているわけですが、それに対して寄附を募った、こういうことでありまして、ごく一般的な地方創生の取組の一つであろうというふうに思っています。

これは、原発企業であるからといって何ら特別な扱いを受けるものでもございませんで、平成二十八年の石破大臣の答弁においても、それぞれの原発立地自治体があることをやっていたら、それによって、それにまた呼応して電力会社をやったとさるというもので妨げるものではありませんというところも答弁があるわけでございます。外形的に見ても、通常どおりの企業版ふるさと納税、地方創生の取組ということであろうというふうに思っています。

○清水委員 私は何も、寄附するのがだめだと言っているわけじゃないんですよ。企業版ふるさと納税の制度を使って六割控除する、しかも、今度九割に拡大する、期間も五年延長すると。しかも、これはまた村長のインタビューを見ていただいたらいと思っておりますけれども、外形的に見ても、内閣府令で決めているようなやはり癒着やモラルハザードが起こっているのではないかと、う指摘なんです。それで、そもそも、税金の控除を上げてまで企業の寄附を進めるといふこと自体、やはりおかしい話だと思っております。企業が自治体からの見返

りを期待して寄附を行い、その後、九割も税金で控除すること、これを本場に地方創生と呼べるのか。このこと自体が私には問題があると言わなければなりません。

それから、東京電力でいいましたら、これまで、福島県を除いて、寄附行為をしてきたことはなかったわけですよ。一方で、福島県の被災者たちが申し立てた裁判外紛争解決手続、ADRでは、二〇一八年以降、和解案を東京電力が拒否して、手続が打切りになる例が目立つと指摘されており。

東京電力は福島への責任を果たすことが求められているわけで、新たに原発をつくることでもなければ、そのための寄附をすることもないと言わなければなりません。これはぜひ検証していただきたいというふうに思います。

このような企業版ふるさと納税制度、それから法人税の空洞化の問題、引き続き追及していくことを述べて、質問を終わります。ありがとうございます。

○田中委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。

財務省のホームページを開きますと、一番最初に「これからの日本のために財政を考える」、そういう見出しが出てきます。そこには、「はじめに」というのが出てきます。そこには、大きく赤い字で、「次世代に明るい未来を残すため、わたしたちが今、何ができるか一緒に考えてみませんか？」という書き出しになっておりますので、きょうは麻生大臣と一緒に考えてみたいと思います。

野村克也さん、偉大な野球選手が亡くなられまして、野村さんが一番好きな言葉の中に、財を残すは下、職を残すは中、人を残すは上、こういう言葉を一番大切にしていたという話を聞いております。この財務省のホームページにも、「次世代に明るい未来を残すため」ということで、人のために財政というのがあるんだ、そのために一緒に考えるんだということを財務省はホームページ

で書かれているのかなと思うんです。

麻生大臣にお聞きしたいんですけども、財務、要するに、財政再建化、そして健全化、再建、これを両立するというのを所信でも述べられていますが、財政というものは人のためにあるというふうには麻生大臣も考えておられるのでしょうか。

○麻生国務大臣 経済、まあ財政と限りませんが、経済の方も、経済の方が全般的な話だと思いますので、財政と絞られたような話をしておられるんだとは思いません。

人の生活に必要ないわゆる財貨とかサービスとかそういったようなものの、生産したり分配したり、また消費したりする活動、そういう全般に向かっている経済というんだと思いますけれども、それを通じて得られる社会関係という中で、やはりそこをやっていける人間ですから、その人間を抜きにした議論というのはなかなか成り立たぬのじゃないですかね。

○串田委員 まさにそのとおりだと思うんですが、日本を例えば大きな企業として考えた場合、財務省は経理だとか総務というのを担当するのかもしれないし、外務省は渉外だとか広報ということになるのかもしれない、財務省は法務部ということにもなるのかなと思うんですけども、そういう中で、大きな企業が一番神経をとがらせている部分、この日本という大きなものの中には非常に欠けているものが二つあるんじゃないかというふうには私は思っております。

一つは、日本のブランドイメージであります。もう一つは、今、麻生大臣がお話をされたように、人のやる気。こういうものに対して、日本の企業というのは、企業ブランドがあるいはイメージが、この前、バイトテロというのがありましたけれども、一遍に企業イメージというのは下がって、購買力も下がってしまふ、付加価値も下がってしまふ、そういうことがありますので、大企業というのは、非常にそういう点も注意を払って、イメージというものを向上させようと非常に努力

をされていると思うんです。また、社員のやる気というの也是非常意識をされている、これによって企業というのは潜在的な能力を引き出すこともできるんじゃないだろうかというふうには思うんです。

日本の場合、私はずっと子どもの権利条約を取り組んでいるんですが、本会議でも、一人親家庭の税制改正に関してお話をさせていただきました。二月の六日には、フランスの上院議院が三百四十票の満場一致で日本の菓子誘拐を抗議する採択をし、そして今度、二月の十九日には、欧州議会で、子供の連れ去り、奪取に関する審議が行われております。そして今、オリパラに合わせ、昨年の暮れから、ドイツやイタリア、フランス、そういったような国々が、オーストラリアも入りまして、海外渡航、子供の権利を守らない国だから、日本に行くときは弁護士に相談してから行きましよう、こんなホームページが書かれるようになっていくわけなんです。

こういうような、日本に対するブランドイメージが非常に悪くなっていくことに関して、日本全体としても少し気をつけて、改善に向かっているかなければならない。それは、日本の対国際競争という意味でも、非常に経済的にも大きく私は影響すると思うんですが、麻生大臣、こういうイメージというものが経済に影響を与えるかどうか、麻生大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○麻生国務大臣 何を言いたいんだか、よくわからないんですけども。おっしゃりたいのが、よく意味が見えてこないんですが、いわゆるEUの話をしておられるんだとしたら、これは所管外ですから、外務省にも聞いていただいた方がいいと思いますね。

それから、私どもとして、一般論として申し上げておきたいだけならば、国際社会の中で、日本というのは結構高い信頼を得ている方だと思っております。少なくとも、日本人に連れ去られた子供の話を

しておられましたけれども、この条約を締結してから、五年ぐらいたつと思えますけれども、その間で日本に連れ去られた子供というのが外国に送還された例というのは、三十九件か、調べて知っているでしょうか。何件あったか。三十九件ぐらいいませんか。そういったものは結構高い評価を得ていると思えますけれどもね。

○串田委員 全く違うと思えますよ。ここでは、そういう細かいことは法務省でやらせていただいていますけれども、欧州の子供の誘拐の数が、欧州では、九九%が日本の国内で行われているというのが欧州としての認識なんです。麻生大臣、そういうふうにおっしゃられるのであれば、ぜひ欧州会議のホームページをのぞいていただきたいと思うんです。今度の二月の十九日に、会議が行われているんですけども。

現在の自殺者の割合についても通告をさせていただいているんですが、婚姻歴のある現在の単独者の自殺割合というのは高いとお聞きしていますが、この点についての数字上の状況はどうでしょうか。

○辺見政府参考人 お答え申し上げます。

令和元年版自殺対策白書によりますと、平成二十九年において、未婚男性の自殺死亡率、これは配偶関係別の人口十万人当たりの死者数をいいますが、これは三十三・四、有配偶者の男性の自殺死亡率は十七・八であるのに対して、配偶者と死別した男性の自殺死亡率は五十三・三、配偶者と離別した男性の自殺死亡率は百九・三となっており、配偶者と死別又は離別した男性の自殺死亡率が高い状況にございます。

○串田委員 麻生大臣は経済とは関係ないんじゃないかという指摘をされたんですけども、こういうふうには、男性と女性というのは、離別した後、現在、日本は単独親権制度であります、三組に一组が今離婚している段階の中で、子供に会えない父親というのが非常にふえているというのが現状でありまして、それに対して大変苦にして自殺をしている人も多いというのは、私の周囲にも聞いて